

防府市生活バス路線対策費補助金交付要綱

平成23年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の生活に不可欠なバス路線の運行の維持を図るため、乗合バス事業者に対し、予算の範囲内で交付する防府市生活バス路線対策費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいい、この要綱に定めのない、その他の用語の定義は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「国庫補助要綱」という。）に定めるところによる。

2 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の補助対象事業者は、本市の区域を運行する乗合バス事業者であって、次条に規定する補助対象系統を運行する乗合バス事業者とする。

(補助対象系統)

第4条 補助対象系統は、市民生活に欠くことのできない系統として市長が認めたものとする。

(補助対象欠損額)

第5条 補助対象欠損額は、別表に規定する補助対象経常費用から経常収益を差し引いた額とする。

(補助対象経費の額)

第6条 補助対象経費の額は、補助対象欠損額から国庫補助要綱及び山口県バス運行対策費補助金交付要綱(以下「県補助要綱」という。)に基づき交付される補助金の額を差し引いた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、防府市生活バス路線対策費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、補助対象経費の額の合計額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、第7条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、防府市生活バス路線対策費補助金交付の決定及び額の確定通知書(第2号様式)により、当該乗合バス事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により通知を受けた乗合バス事業者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市生活バス路線対策費補助金請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第11条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経費について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支を明らかにしておくとともに、当該帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定

若しくは交付を受けた乗合バス事業者に対して補助事業に関する報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を検査し必要な指示を行うことができる。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行し、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 2 月 16 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

(補助対象経費の額の特例)

2 令和 3 年度の事業において、第 6 条の国庫補助要綱及び県補助要綱に基づき交付される補助金の額に、新型コロナウイルス感染症の影響による補助対象事業の基準の特例により交付される国庫補助金及び県補助金の額を含めないものとする。ただし、補助対象期間における補助対象事業者の実車走行キロ当たり經常費用から算出した場合の補助対象経費の額を上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 8 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

(補助対象経費の額の特例)

- 2 令和 4 年度の事業において、第 6 条の国庫補助要綱及び県補助要綱に基づき交付される補助金の額に、新型コロナウイルス感染症の影響による補助対象事業の基準の特例により交付される国庫補助金及び県補助金の額を含めないものとする。ただし、補助対象期間における補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用から算出した場合の補助対象経費の額を上限とする。

別表（第5条関係）

補助対象経常費用
補助対象経常費用は、次式によって算出する。 補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 × 補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用 × 補助対象系統の実車走行キロ

（注）

- 1 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。（車両減価償却費に関する国庫補助金及び県補助金に係る経常費用を除く。）
- 2 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の山口県を含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（車両減価償却費に関する国庫補助金及び県補助金に係る経常費用を除く。）等を基礎として算出した額で、国土交通大臣が定めるものをいう。

第 1 号様式（第 7 条関係）

（文書記号番号）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

申請者 団体名

代表者職氏名

（電話）（ ） ー

防府市生活バス路線対策費補助金交付申請書

年度防府市生活バス路線対策費補助金の交付を、防府市生活バス路線対策費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の内容及び額
- 2 補助金の交付を受けようとする理由
- 3 添付書類
 - （1） 補助金交付申請に係る運行系統の概要
 - （2） 補助金算定の根拠

第 2 号様式（第 9 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市生活バス路線対策費補助金交付の決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった
年度防府市生活バス路線対策費補助金については、防府市生活バ
ス路線対策費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり
交付することに決定し、あわせてその額を確定したので通知する。

記

1 補助金の交付対象事業及び内容

年 月 日付けで申請のあった防府市生活バ
ス路線対策費補助金交付申請書記載のとおり

2 補助金の確定額

金 円

第 3 号様式（第 1 0 条関係）

（文書記号番号）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

申請者 団体名

代表者職氏名

（電話）（ ） ー

防府市生活バス路線対策費補助金交付請求書

年 月 日付け指令 第 号で交付の決定及び額の確定通知のありました防府市生活バス路線対策費補助金について、防府市生活バス路線対策費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額

金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 支店 金庫 支所
預金種別	普通預金・当座預金
口座番号	
口座名義	